

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第15号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額して得た額とする。

第24条中「前条」を「前条第1項」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附則中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第2項中「同条」を「同項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出し、第4条の見

出し、第5条の見出し及び第15条第1項の改正規定並びに第23条の改正規定（同条各号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める部分及び同条に1項を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の大和市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。